

岩手県監査委員告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定による協議が調ったので、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成25年8月6日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
木村大輔	岩手県盛岡市愛宕町11番9号
柏木一男	岩手県盛岡市向中野三丁目19番31号
宗和暢之	東京都大田区大森北六丁目2番18号 グランセドル401
佐藤智之	岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第3地割217番1-205号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成25年8月7日から平成26年3月31日まで